

令和4年第2回京丹波町議会定例会（第4号）

令和4年6月15日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 報告第 1号 令和3年度京丹波町繰越明許費繰越計算書

第 3 報告第 2号 令和3年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書

第 4 議案第45号 令和4年度 町営バス（小型バス）購入契約について

第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 同意第 1号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について

第 9 議案第43号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第44号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）

第11 請願第 1号 「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願書

第12 発委第 3号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 発議第 1号 G I G Aスクール構想に伴う国庫補助充実に関する意見書

第14 閉会中の継続審査について

第15 閉会中の継続調査について

第16 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 山 崎 裕 二 君 |
| 2 番 | 伊 藤 康 二 君 |
| 3 番 | 居 谷 知 範 君 |
| 4 番 | 谷 口 勝 巳 君 |
| 5 番 | 東 まさ子 君 |
| 6 番 | 山 田 均 君 |
| 7 番 | 畠 中 清 司 君 |
| 8 番 | 山 崎 眞 宏 君 |
| 9 番 | 西 山 芳 明 君 |
| 10 番 | 隅 山 卓 夫 君 |
| 11 番 | 松 村 英 樹 君 |
| 12 番 | 森 田 幸 子 君 |
| 13 番 | 梅 原 好 範 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 畠 中 源 一 君 |
| 副 町 長 | 山 森 英 二 君 |
| 総 務 部 長 | 松 山 征 義 君 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 中 尾 達 也 君 |
| 産 業 建 設 部 長 | 山 内 和 浩 君 |
| 企 画 情 報 課 長 | 堀 友 輔 君 |
| 総 務 課 長 | 田 中 晋 雄 君 |
| 財 政 課 長 | 山 内 明 宏 君 |
| 管 財 課 長 | 堀 内 浩 二 君 |
| 税 務 課 長 | 小 山 潤 君 |
| 住 民 課 長 | 久 木 寿 一 君 |
| 福 祉 支 援 課 長 | 岡 本 明 美 君 |

健康推進課長	永海貴子君
子育て支援課長	木南哲也君
医療政策課長	豊嶋浩史君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	山内敏史君
上下水道課長	保田利和君
会計管理者	十倉隆英君
瑞穂支所長	中野竜二君
和知支所長	藤井雅文君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	村田弘之君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	山口知哉
書記	山本美子

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。

また、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第2回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業等について協議がされました。議会広報広聴特別委員会が開催され、議会広報発行に向けて協議いただきました。

6月6日に全員協議会が開催され、議員提案の条例改正案について協議いただきました。

6月13日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会の報告が行われました。

本日まで受理した要望書をお手元に配付いたしております。

京丹波町情報センターに対し、本日の本会議の収録データの編集、放映を依頼しましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、報告第1号 令和3年度京丹波町繰越明許費繰越計算書～日程第3、報告第2号 令和3年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書》

○議長（梅原好範君） 日程第2、報告第1号 令和3年度京丹波町繰越明許費繰越計算書から、日程第3、報告第2号 令和3年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書までを一括議題とします。

町長の報告を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会も、本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。

議員各位には、連日熱心にご審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、報告第1号 令和3年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として第1回定例会で議決をいただきました一般会計で支所維持管理事業ほか12件の翌年度繰越額の総額3億7,630万6,000円であります。

これらに充当します財源は、国府支出金が2億1,360万6,000円、地方債1億3,100万円、一般財源3,170万円であります。

続きまして、報告第2号 令和3年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、翌事業年度に予算を繰り越した場合においては、議会に報告しなければならないとされているところです。

今回報告いたしますのは、水道事業会計において、翌年度に繰り越す額として、井尻地区管路更新工事ほか、3件の5,919万1,000円であります。

これに充当します財源は、企業債2,470万円、補償費2,434万9,000円、当年度損益勘定留保資金1,014万2,000円であります。

以上、説明といたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、報告を終わります。

《日程第4、議案第45号 令和4年度 町営バス（小型バス）購入契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第45号 令和4年度 町営バス（小型バス）購入契約についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 続きまして、本日追加提案させていただきます、議案第45号 令和4年度 町営バス（小型バス）購入契約につきまして、その概要を説明させていただきます。現在、丹波地区を走行している老朽化が著しい車両について更新を行うもので、町営バスとして使用する小型バス1台を有限会社野村自動車工業から1,252万9,000円で購入

しようとするものであります。通行路線としては、主に瑞穂地域を予定しております。

以上、追加議案の提案説明といたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 議案第45号 令和4年度 町営バス（小型バス）購入契約についての補足説明を申し上げます。

本町の町営バスは、現在、中型バス8台、小型バス6台、ワゴン車5台、合計19台を保有しております。今回、購入いたします車両は、29人乗りの小型バス（マイクロバス）1台を購入するものでございます。

なお、運行につきましては、瑞穂地区の配車を予定しております。

今回の車両購入により廃車を考えている対象車両は、61人乗り中型バス1台で、導入後15年が経過し、維持管理経費削減等の観点から実施するものでございます。

それでは、議案書をご覧ください。

契約名、令和4年度 町営バス（小型バス）購入契約。

契約金額は、1,252万9,000円。

契約の相手方は、京都府船井郡京丹波町本庄島崎6番地3 有限会社 野村自動車工業 代表取締役 野村 司。

契約の方法は、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札。

契約履行場所は、京丹波町橋爪地内、瑞穂バス車庫です。

契約期間は、議会の議決を得た日から令和5年3月31日までとしております。

議案のほかにはバスの仕様書等概要、入札結果表、現在配備しています同型の車両写真を添付しておりますので、ご確認ください。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、質疑を行います。

質疑ありますか。

居谷君。

○3番（居谷知範君） 町営バス（小型バス）購入契約につきまして、2点質問をさせていただきます。

今回の購入契約については、丹波地区を走行しているバスが老朽化していることにより、

代替をするということだと思っんですが、丹波地区を走行しているバスが瑞穂バス車庫に配置になるということで、丹波地区では足りているのかという、ちょっとこの意味合いを質問させていただきます。

それと、2点目ですが、入札結果を見ますと予定価格は1,140万円で、落札金額が1,139万円（税抜き）ということになっております。入札の参加業者が1社だけだったということで、いわゆる競争原理というのが全く働いてない状況かなというふうに思います。貴重な税金から購入するもので、やっぱり少しでも安く購入したほうがいいと思います。ぜひとも競争原理が働くように各自自動車販売店についても働きかけをお願いできればと思うんですが、ご答弁お願いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） お答えいたします。

先ほど丹波バスの車両が足りるのかというご質問ですけれども、瑞穂地区にあります中型バスを丹波地区に配置をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堀内管財課長。

○管財課長（堀内浩二君） 入札についてお答えします。

入札の時点では、入札参加者は、入札に参加している参加者数を把握できていませんので、競争原理は働いております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 2点について疑義をたゞします。

先ほど補足説明で、更新前の車両は廃車という言葉があったかと思うんですが、その辺についてもうちょっと詳しい経緯を教えてください。

もう1点、議会の議決を得た日から令和5年3月31日まで、年度末までというふうになっておりますが、現在、車の入荷が遅れてるといふ話もありますし、その点に関連して、いつ頃車が更新できるのかといったところの見通しがあれば答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 丹波の中型車両の廃車という表現をいたしましたけれども、有効利用ということで入札に付しまして払下げという方法を取りたいというふうに思っております。

もう1点ですけども、ご承知のとおり不安定な社会情勢の中で、いつ入るのかというよう

なことがございます。メーカーからは約半年ということをお聞きしておりますけれども、ただこの情勢ですので、できるだけ早く発注をさせていただきたいということで追加提案をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 入荷見込みに半年後を見込むということですが、今走っている払い下げする予定の中型バスの検査関係はいつになっているのか分かりましたら答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 検査につきましては、納車前の検査、それから納車後の検査というのを、業者とも調整いたしまして実施をしたいというふうに思っております。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時13分

○議長（梅原好範君） 再開します。

堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 車検は8月でございますので、8月に車検が切れるということでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいんですけども、今回、入札の契約金額が1,252万9,000円ということになっておるんですけども、当初予算の提案された資料を見ておりますと、備品購入費ということで1,207万8,000円というのがマイクロバス購入1台分となっております。予定をしておいた金額よりも実際の入札金額は上回っておるわけです。先ほど1社であるけども、競争原理は働いておるということでもございましたけども、どういう理由で予定しておいた金額よりも上回る契約金額になっておるのか、1点伺っておきたいと思います。

それから、今、答弁のありました車検の関係で、納入されるのが半年後ということは確定ではないですけども、今、6月でございますので8月を越えるわけでございますので、一旦車検をして、新しい車が納入されるまではそれを運行するということになるのかどうか併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） まず1点目でございますけども、当初1, 277万8, 000円の予算、それから、流用対応をさせていただきまして、1, 260万6, 000円という現額の予算を持っておるわけでございます。現在、京丹波町の主要なメーカーにつきましては2社ほどございますけども、1社につきましては、排ガス規制の関係で国からの不正の指定がございまして、その関係がありまして車両を違うメーカーに変えさせていただいたという経過がございます。したがって、当初の予算よりも少し上がったということでございます。

車検につきましては、8月でございますので、ここは今検討をしている途中でございます。他の代替車両を使用しまして可能なのか。そのあたりを今検討しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 車検に関しては検討いただいていることですが、今後、またこういう案件があるときに今の情勢で納車が遅れるということも見込まれると思いますので、なるべく早く入札手続を取っていただいて、納車が遅れたとしても車検をまたがずに済む状況になるということが考えられるのであれば、いろいろとその辺は手を打っていただきたいなと思っております。答弁を求めておきます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） ありがとうございます。

できるだけ早期に納車を頂きまして、そして、予算上、あまり経費がかからないような方法を選択していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 先ほど入札の結果の関係でお尋ねもあつたんですけども、一応、京丹波町内でマイクロバス購入の場合に、業者としては何社が入札に参加できる業者なのか。もう一度お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 堀内管財課長。

○管財課長（堀内浩二君） お答えします。

入札参加可能業者としましては12社ございました。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 12社という答弁があったんですけども、12社全部が参加するというのはなかなか難しいかもしれませんが、一定の業者が参加をしていただくというのは、先ほどもありましたけども、やはり競争原理も働くということになるわけでございますので、今回の場合は1社だけであったというのは、何か理由はつかんでおられるのか。やっぱり働きかけとかそういうものが弱かったのかどうか、その辺も含めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堀内管財課長。

○管財課長（堀内浩二君） 入札に参加されない理由としましては、それぞれの業者の判断ということになるかと思いますので、私のほうでは把握しておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

議案第45号 令和4年度 町営バス（小型バス）購入契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、改正によって第73条の2だったというふうに説明を受けたと思いますが、改正によって固定資産税の閲覧等に関しては、DV被害者等の住所を削除する措置について法令上明確化できたということです。税務に関係ないのかもしれないんですが、ほかでDV被害者等の住所を削除するといったことが必要なものはないのかどうか、ここだけ変えてしまうことによって、それで全てこのDVのことは担保できているのかどうかといったことの答弁を求めておきます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） DV被害者支援の関係につきましては、住民票の発行ですとか、税証明の発行ですとか、それぞれ住所等が記載されて発行されるわけでありまして、本人の意思に基づくものかどうかということで、まず、一旦発行するまでに警告を出しまして、その判断をする権限を持つ者が2人おまして、その2人の権限を持つ者の確認によって、発行する発行しないを決めております。そういった住所の載った住民票等関係については、そういったことで安全が守られているということになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 住民課長からシステム上で問題がないということでしたが、一応確認したい点としては、法令上それが担保できているのかどうかといった点になりますので、その答弁を引き続き求めます。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） 今回の条例改正につきましては、元の法律が不動産登記法の改正に基づいて被害者保護のための住所情報公開の見直しというものを行いました。よって、これに関連します、今回の専決ですと固定資産の事務に関連する部分が改正されましたし、この後また議案で出てきますものにつきましては納税証明書に関わるこの法律に関する部分の改正ということで、そういった大もとの法律改正の効果を求めるために、それぞれ条例改正を行っているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 私も1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、今回の改正に伴う

DV被害者等の住所の削除をする関係ですけれども、本町ではこれに関わって対象となる件数というのは何件ぐらいか把握されておるのかお尋ねをしておきます。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 本町におきますDV被害者の届出の数というのは、税務課としては把握をしておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

《日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

《日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番(東まさ子君) 今回の改正は、医療給付費課税額を63万円から65万円に、それから、後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円に賦課限度額を引き上げるもので、合計で年間99万円から102万円になります。

常任委員会でも言っていたわけでありましたが、3人世帯では収入が1,230万円になると102万円の年間最高額を納めることになります。負担が重過ぎると考えますが、見解をお聞きしておきます。

○議長(梅原好範君) 久木住民課長。

○住民課長(久木寿一君) 限度額に達する所得でございますが、この改正後によりまして、夫婦それから子ども2人、これは未就学児ではない子どもさんの4人家族でしたら、概算給与収入では1,230万円ぐらいの方が限度額に達するというところで、常任委員会で答弁さ

せていただきました。この限度額の設定につきましては、受益と負担の関係で被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮して設定をされてるということでもあります。上限を引き上げますと高所得者層により多くの負担を求める反面、中間所得者層に配慮した税率の設定が可能になるというふうに言われております。今後も高齢化等によりまして、医療費が増えていくという傾向にあります。それが見込まれる中、中間所得者層の負担をできるだけ緩和する狙いがあるって全体の税収入のバランスを取っていくというのが国の考え方であり、本町国保の考え方でもあります。

以上であります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、承認第3号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対の討論を行います。

今回、承認を求めている国保税条例の改正は、課税限度額の医療給付費分を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分を19万円から20万円に、これまでより多く保険税を納めるということに改正するものであります。課税限度額について所得に見合う負担は当然でありますけれども、政府は、医療費が増加し、被保険者の所得が伸びない状況において、必要な保険税収入を確保するための方法としているのかもしれませんが、限度額が引き上げられる世帯も全てが高所得世帯ではなく、多人数世帯となると重い負担となっております。国保税については、事業主負担もないことから、適切な国庫負担なしには成り立ちません。

今、コロナウイルスの関係、そして物価高などで暮らしに打撃が加わって、暮らしも経営も落ち込んでおります。こういう状況の下で限度額の引上げは認めることはできません。国に対し問題提起を行うとともに、何らかの手だてを講じるよう求める必要があると考えます。

もって、今回の税条例の改正の専決処分には反対の討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

《日程第8、同意第1号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第8、同意第1号 京丹波町質美財産区管理委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 今回、質美財産区管理委員の選任でございますけども、これまでの方が亡くなられたということで、その選任ということだと思います。任期というのは残りいつ頃までなのか改めて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 中野瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中野竜二君） 管理委員の任期につきましては、地方自治法上、4年間とされておりますが、今回、選任する委員の任期は前委員の残任期間とし、議会に同意いただいた日から令和6年2月19日までの期間としております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第1号を採決します。

同意第1号 京丹波町質美財産区管理委員の選任についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

《日程第9、議案第43号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第43号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 委員会でも少しお尋ねしておった経過はあるんですけども、今回、条例改正で、特に施行規則等に定めがあるというのがあるんですけども、その関係でいくと本町の施行規則の中にはどういふようになっておるのかどうか。

といいますのは、1つは、新旧対照表の2ページにあります第33条の6というところに、その他施行規則に定める事項の記載があるときはということになっておるんですけども、具体的にはそういう記載というのはどういふようになっておるのか1点伺っておきます。

もう1点につきましては、特定上場株式等の配当ということで、専門的な用語なんですけども、具体的にはどういふものを示しておるのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） お答えさせていただきます。

まず、1つ目の第33条のほうですけども、その他施行規則というふうにございます。こちらにつきましては、地方税法の施行規則ということになりまして、該当としては第2条の3、確定申告書の付記事項というところに該当すると思われまます。

続きまして、2点目ですけども、特定上場株式等というところの特定という部分になるかと思いますが、この特定というのは、ある意味の特定というものを示しているものではございませんで、特定口座等株式譲渡等の源泉徴収とかがされる部分があると思えますけども、こちらのほうを言っているものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 今回の改正に伴って本町の住民の方に影響を与えるものというのがあるのかどうか1点伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 今回の改正によりまして、特に住民への影響があるという部分につきましては、住宅ローン控除につきまして、4年間の延長ということになりますので、その控除期間が増えるということで該当するかと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

議案第43号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第44号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第44号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

森田委員。

○12番（森田幸子君） 1点お伺いいたします。

最終ページ10ページです。

スーパープレミアム商品券事業についてお伺いいたします。

委員会での担当課からの説明では、今回は事業者向けでもありますが、物価高などに対応

した消費者を救う目的もあるとの言葉がありまして、消費者を救う目的があるというのは、特段今回のプレミアムの事業について何か考えておられるのか。ありましたらお伺いします。

それと、購入の方法とか販売の方法とか何か考えておられるところ、また、実施される予定日など大体分かりましたらお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） お答えさせていただきます。

まず1点目でございます。

消費者の支援といいますのは、プレミアム商品券でございまして、実際の金額よりも30%を上乗せして購入いただけるということでございます。例を申しますと、1万円で1万3,000円分の商品券が買えるという支援がでございます。

もう1点、購入・販売の方法につきましては、現在のところ検討段階ではございますけれども、委託を予定しています事業者に対しまして委託契約を結びまして、申込方式で実施をしたいと思っております。先着方式にいたしますと、混乱を招きかねないということもございますので、申込方式で実施してまいりたいと現在は考えているところでございます。

また、実施時期についてでございます。

議決賜った暁には、商品券の印刷ですとか、事業者の登録申込ですとか、そういったことを即座に開始をさせていただきまして、おおむね8月中ぐらいには開始をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 購入の仕方も申込制みたいな方法であるということではありますが、一般に若い方にとりましたら、住民様のお声によりますと、町内での買物が自分らに合った購入のお店がなかなかないので、そこら辺の配慮は、また町外にも購入できるお店の範囲を広げていただけたらもっとうれしいんですがという声もいただいたんですが、その点について担当課にお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） お答えさせていただきます。

今回のプレミアム商品券の趣旨につきましては、先ほど申しました消費者の支援と併せまして町内の事業者の支援、この両建ての支援を考えているところでございますので、現時点の構想におきましては、町外の事業者での購入は検討していないということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） プレミアム商品券の前の実施状況と、その成果について伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） お答えさせていただきます。

前回のプレミアム商品券につきましては、実施年度は令和2年度でございました。実施規模につきましては、今回、予算を審議いただいております額とほぼ同額でございまして、発行総額3億9,000万円、プレミアム分が9,000万円ということで実施をさせていただきました。実施に当たりましての購入いただきました人数につきましては、町内におきまして3,678名が購入いただきまして、また、そのプレミアム商品券によりまして使用いただきました事業者といたしましては、町内延べ186事業者でございまして、換金いただきました額が3億9,000万円に対しまして3億8,930万5,000円でございますので、換金率99.8%という実績となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 私も1点だけ質問お願いいたします。

私もプレミアム商品券のことで、消費者向けにもということでお聞きしましたが、前回発行されたときに、1人何枚とか何円とか限度額があると思うんですけども、ずっと並ばれていて、前の方が10万円ほど買われて買えなかったという住民の方もおられるんです。それで、できるだけ買える限度額というか1人当たりの枚数を下げていただいて、たくさんの住民の方に買っていただけるようにしてほしいと思うんですけど、その点1つお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 先ほどもお答えさせていただいたんですが、申込方式にしておりますので、販売所で並ばれて順番が来て買えなかったということは発生しない状況でございまして、販売の上限額につきましては、議員がおっしゃったとおりでございまして、10万円を限度と前回はしてございました。上限まで購入される方もいらっしゃる、そうでない方もいらっしゃるというふうに伺っておりまして、今回の制度につきましては、委託予定事業者ともその知見と併せまして、検討を重ねて決定をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 関連しまして、アプリを使ったような購入方法について、この件ではないですけども、執行部のほうで、やはりアプリで申し込んだりする方が、後の処理が楽にできるということで、アプリでの取組も行われてますので、今回どういう内容でされるのか今検討中だというのは分かりましたけども、その辺も踏まえてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 議員おっしゃいますとおり、昨今は、オンラインまた携帯電話のアプリケーションを使いましての申請といったことも想定されるわけがございます。町内の各世代のことを考えますと、現時点におきましてはペーパーベースの申込みを検討しておりますけども、研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 今、畠中委議員からアプリを活用した申込みということがあったわけですが、同じくアプリを活用したという点で行きますと、前回の令和2年度のときには、当然、このアプリはなかったわけなんですけども、186事業者が登録されてたということでもありました。非常に多くなっておりまして、どこの店舗で使えるかというのが分かりやすくしたほうがいいと思うので、それこそアプリを活用して、PDFとかで貼り付けるだけではなくて、アプリを開けたら専用ページがあるみたいな格好のほうが分かりやすいのではないかなというふうに思うんですが、そのあたりはご検討されたかどうかお願ひいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 現時点ではアプリの使用ということを検討はしておりませんが、以降、実施の段階に当たりましては研究をしてまいりたいと思ひます。例えますと、最近運用されております京丹波あんしんアプリを活用するとかそういったことも検討をいたしまして研究を重ねたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 新型コロナワクチンの予防接種の件で、今回、5,322万円と出ております。当初の一般会計予算資料の中では4,300万2,470円とあったと思うんですが、この1,000万円ほどの差の意味をお伺ひいたします。

○議長（梅原好範君） 永海健康推進課長。

○健康推進課長（永海貴子君） 新型コロナの第3回目の接種につきまして、令和3年度の予算内でほぼ6週間分を行っております。令和4年度の4月に入りまして8週間分の予算で行っておりますので、当初予算としては、まず、3回目接種の後半部分の予算を取らせていただきました。今回、4回目接種に当たりましては、全ての予算がそこに入ってきておりますので、1,000万円分の上昇となっております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 居谷委員の質疑に関わってですが、居谷委員は恐らく、あんしんアプリを使ってもっと分かりやすい仕組みでという提案だったと思います。その点に関して、特にパソコンなんかで見れるホームページでは、前回も前々回もだったと思いますけど公開されています。そういったものをそのまま貼り付けてあんしんアプリで見ると、居谷議員が言われたように、PDFという形にしかない場合もあるかと思っておりますので、そういったところの工夫を考えられることはないのか、1点質疑を覆いかぶせます。

そして、2点目ですが、今回、スーパープレミアム商品券に関わっては、1億円の予算が組まれておりますが、前回の令和2年度は9,600万円弱の予算で決算が出てるというふうに思います。今回、予算としては1億円になったわけですが、一般財源で326万1,000円、そして、財政調整基金からその他もろもろと合わせて600万円弱の取崩しといったところがあったと思っておりますので、なるべく前回のベースに近づけるような努力をしていただくということも必要かと思っております。そういうことによって、結果的に財政調整基金の取崩しをしなくてよかったといったところも出てくると思っておりますので、その点に関して予算を組まれた段階から、今後、いろいろと事業経過を見守っていく中で、どういったところに注視していくのか。そういったところの答弁も求めておきます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 1点目でございます。

京丹波あんしんアプリにつきましては、現時点ではPDFの貼付けしかできないということになってございますので、さらに研究を重ねさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 2点目の質問でございます。

議員おっしゃるとおり、今回、財政調整基金、全体的には597万7,000円を取り崩す予算となっております。その主な要因といたしましては、地方創生臨時交付金が9,77

3万9,000円の限度額に対しまして、学校給食事業の賄材料の増額分100万円、それとスーパープレミアム商品券の1億円を充当するということになっておりますので、326万1,000円の一般財源が発生するということになっております。議員おっしゃるとおり、前回のスーパープレミアム商品券の事業費は、9,600万円弱ということでございますので、前回と同じような決算で推移しますと、この交付限度額に収まるということになりますので、事業費を精査していきまして、できるだけ交付限度額の範囲内で収まるように考えていきたいと思っております。

また、全体的な話としましては、現状、6月補正の段階では、一般財源を増額する財源がないわけでございます。また、7月には普通交付税の交付決定がございますので、そういったことも含めまして、今後の補正予算の中で財政調整基金の繰入れにつきましては調整を図ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） スーパープレミアム商品券事業については、生活者そして事業者支援ということで、1万円で1万3,000円分の商品券を購入できる事業ということで3万冊の件数を予算化しているということであります。そもそも臨時交付金の趣旨が物価高騰などで大変国民が困っているということで臨時交付金が拡充されたということで、物価高騰分を勘案して交付金が拡充されたということでもありますけれども、今回、幾らまで券が購入できるか。前回は10万円でしたけれども、今回はこれから検討するということではありますが、なかなか大変な物価高の中で、町民みんながみんな買えるということにはならないと思っておりますけれども、この方策が一番町民に寄り添った効果的な施策だと位置づけられた根拠というのか、今までおっしゃっているかも分かりませんが、もう一度お聞きをしておきたいと思っております。

それから、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業であります。今回、200世帯ということで、令和4年度課税状況を活用してプッシュ型で給付をするということでありました。令和3年度分につきましては、繰越しをされてきているという報告書を確認したわけですが、一番最初給付をし始めたのはいつで最終はいつなのか。1月の臨時議会で議決した分でありますけれども、それはどういう状況になっているかお聞きをしておきたいと思っておりますし、家計急変世帯については、住民税非課税相当とみなせる場合となっておりますけれども、これの申請期限というのはいつになっているのか。また、非課税相当とみなされる場合というのはいつになっているのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） お答えをさせていただきます。

1点目のご質問でございます。

今回のスーパープレミアム商品券発行事業の上程に当たりましては、種々検討をしてみましたところでございます。例えますと、全世帯への給付金となりますと貯蓄に回る可能性があり、事業者支援との両建てとならないといったこともありましたし、また、一律商品券の配布といったことも検討いたしました。そうしますと、世帯人数によりまして支援の差が逆に発生をしてしまうことであるとか、また、全世帯配布といたしますと、少し研究をしますと使用率また換金率が下がるというような結果も他方で出てるということもございまして、もろもろ検討した結果、消費ニーズに合いました消費者支援と、また、その消費者のプレミアム感によります商品券の使用による事業者の支援、この両建ての制度が最適であると至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 2点目にお尋ねのございました非課税世帯等への給付金の支給の状況でございます。

まず、いつからということ、期限に関しましては、令和4年1月に臨時議会で可決いただきまして、その後、1月下旬にご案内をさせていただきました。そのときには3か月間の期限を設けておたわけですけれども、事業全体としましては、まだ手続きいただいていないところもございまして、9月末までは受付期間ということ、事業を進めさせていただいております。

それから、給付の状況でございますが、非課税世帯と思われる世帯へ確認書を送付させていただきましたのは2,047世帯ございまして、そのうち手続きをしていただきました結果、現時点で給付済みとなっております世帯は1,957世帯ということになっております。

また、家計急変世帯につきましても、9月末日までは期限を設けておりまして、現時点で当初見込みよりは若干少ないんですけれども、5世帯の方から申請を頂きまして、5世帯のところへ給付をさせていただいております。

また、家計急変の要件としましては、1つの例でございますが、扶養親族のない単身世帯の方で給与収入のみの場合ですと、年間収入額が93万円以下であれば該当と見込まれるということで判断をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） スーパープレミアム商品券に関わって、先ほどから出ておりますように、今回は事業所と生活者と両建て支援のうち、多分生活者のほうがウエートを占める部分が大きくなるというような内容になるかと思えます。その点に関わって、今までずっとそうだったわけですが、今回も希望を取って、それに基づいてやっていくという形になるので、先着順ではないので、3億円分を上回る申込みがあった場合に、抽せんという形が取られてきたかと思うんですが、その場合、ゼロか100かだったと思えます。例えば3億9,000万円のスーパープレミアム商品券に対してその倍の7億8,000万円分の欲しいという申込みがあったとした場合、案分したら50%になると思えます。ゼロか100かに50%という案分が加わるということも考えることができると思うんです。生活支援を考えるならば、当然スーパープレミアム商品券を使って何らかの形で自分の生活の足しにしようとか、町内で使って生活の足しにしようといったところもあるかと思えますので、ゼロか100だった場合、申し込んでも自分は抽せんを外れてしまったといった場合に、その人の生活者支援といった面ではなかなか弱くなるというふうに思います。それを案分にすることによって、例えば10万円申し込まれたけど、今回、その倍のトータルで7億8,000万円の申込みがあったとするならば、10万円の人は5万円分とか2万円の人は1万円分、そういった形のパーセンテージを掛けるような形で配ることができるのかできないのか。そんなことは想定をもととしてないのか。そういったところの答弁を求めておきます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） お答えさせていただきます。

現時点では、そういう制度設計を検討していたものではございません。

しかし、今般につきましては、消費者支援のウエートが大きいと、議員おっしゃいましたとおり、そういった意味合いが強いので、これから委託を予定をしています事業者とともに、その知見も活用いたしまして、今おっしゃったようなことも含めて研究を重ねてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいんですが、先ほど答弁にもありましたように、令和2年度に同じような規模のプレミアムということで実施をされました。そのときの結果としては、3,678人の方が購入されたということでございますけども、令和2年度のと

きには1回目の申込みは全員が購入できて、再度募集をした。その場合に町外の方も対象にするということで実施されたと思います。実際にプレミアム商品券を買って、使うのは町内ですので、業者の支援ということは結び付いたと思うんですけども、令和2年度のときの購入者3,678人のうち、町外の方は何人であったのか。1点伺っておきたいと思います。

3,678人を町内の町民というように考えた場合に、当時の18歳以上の人口を調べてみますと8,912人でした。その8,912人のうちの3,678人が購入したということになりますと41.27%、4割ちょっとの方が商品券を買ったということになります。逆に、世帯で見た場合、世帯は6,216世帯ですので59.17%、6割近い世帯となるんですけども、令和2年度の当時の経済状況と今の状況というのは、物価高騰も含めて大きく違うと思うんですね。それを踏まえて、先ほど来、町民の生活支援ということが強調されてるんですけども、そういう視点から見た場合に、本当にこの商品券で生活支援ができるのかどうか。お金がなかったら商品券は買えないわけですので、その辺の判断はどこを基準にされたのか。町長の施政の問題にもなりますので、その点伺っておきたいと思います。

それから、もう1点、京丹波まるごと交流型観光推進事業でございますが、この概要のところを見ておきますと、豊富な森林資源を有効活用し、田舎でしか味わえない森林の癒し・遊び・学べる体験ツアー事業を創出し、地域活性化と観光認知を広げるとなっておりまして、当然、都市の方に来ていただいてということになると思うんですけども、やっぱりこういう取組をする場合には、これを通じて京丹波町を知っていただいてリピーターになっていたり、ふるさと納税をしていただいたり、また、移住ということも含めて、そうつながるようになるべきだと思います。今度の場合は、森の京都DMOなどに委託をしながらやるということですので、その辺の一番の大事なところは、どういう形で参加者に対してしっかりそういう認知をしてもらうためのことを考えておられるのか併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今回のプレミアム商品券のことですが、限られた財源をどのように経済振興に使っていくかという視点だと思っております。なかなかいろんなご意見を今日も賜りました。いろんな角度から原課で検討した結果がこういうご提案につながったということですのでございます。そういう意見も拝聴しながら、私は今回のやり方で一番妥当だと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） もう1点、議員からございました令和2年度実施のスーパープレミアム商品券の場合の町外からの購入者の人数でございますけれども、令和2年度実施時点におきまして、身分証明を求めるといったようなことはしておりませんので、人数につきましては把握ができておらないということでございます。

それから、もう1点ございました、まるごと交流型観光推進事業のことについてでございます。今回、この事業につきましては、観光庁の補助事業の採択を受けまして実施してまいりたいと考えているものでございまして、おっしゃいましたとおり、本町の最大の資源でございます森林といったところを資源といたしまして、ツアー造成を図りたいと思っております。森に興味を持ち、また、京丹波の里に興味を持ち、また、食に興味を持っていただきまして、最終的に京丹波町全体に興味を持っていただいた方につきましては、最終的に交流人口、関係人口を経まして、できますれば定住人口へつなげていきたい。また、その道筋を作ってまいりたいというのが今回のこのツアー造成の最終系の本旨でございます。

それから、もう1点、委託事業者につきまして、森の京都DMOを活用する予定であるということでございますけれども、これにつきましては、地方自治体が旅行者を募ることができません。旅行業法の関係がございまして、森の京都DMOは旅行業の登録がございまして、事業者でございまして、そちらでツアー者を募っていただきまして、町といたしましても、受入れ側の最大限の準備を整え、側面的に当然携わっていきたくて考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 新型コロナウイルスワクチン予防接種事業であります。

この件については、委員会でもいろいろと質疑がされており、福祉施設で働いているケア労働者などは今回は対象とならないというようなことなどもあったり、効果についてであったり、いろいろと質疑がされていたわけでありまして。今回、60歳以上と18歳から59歳の基礎疾患を有する方となっております。対象者数6,500人ということで人数を上げていただいておりますけれども、18歳から59歳の基礎疾患を有する方の把握というのは、住民健診でありますとかそういうものを根拠にして把握されているのか。その点についてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 永海健康推進課長。

○健康推進課長（永海貴子君） 18歳から59歳の基礎疾患のある方の把握につきましては、前回、3回目接種を終えられた対象者は3,108名になりますが、その全ての皆様に基礎疾患の事前調査調べという形で接種券の申請をお渡しさせていただきますというようなものをお送りさせていただいております。6月13日の締切りの段階では、290名程度の返信がありまして、国の試算では8%、本町では10%の試算をしておりまして、310名という予測をしておりまして、約300名近い方が今の段階で返信があります。6,500名という数字を申しましたが、接種計画におきましては、端数まで申しますと6,281名という形での策定になっておりまして、今後も随時受け付けていく予定にはしておりますので、若干ここの人数は増えていくのかなという予測をしております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

畠中君。

○7番（畠中清司君） まるごと交流型観光推進事業の中で、コロナが収束をしつつあるというものの、スケジュール的に5月に京丹波森林組合とプログラムを実施する場所の選定ということがうたってあるんですけども、現在の進行状況を伺います。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 当然、本議会で予算の議決を頂戴してから契約といったようなことには至るわけでございますけれども、何分、実施しようとしています内容がお子様、ご家族連れといったところをターゲットにしていきたいと考えているものでございますので、夏休み期間を捉えてまいりたいと考えておりまして、事前に採択、また議決を頂戴した暁の予備的な準備を今現時点ではしているというところでございます。契約等につきましては、以降、実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 町長にもう一度お尋ねしておきます。

スーパープレミアム商品券の関係ですが、町長としては経済振興が大事だということでございました。今日の新聞でも交付金の活用について報道されておりましたし、提案理由の内容においても、原油価格とか物価高騰により町民の購買意欲の低下というようなことで、非常に生活実態から見ても必要なんだという位置づけですけども、実際にそういう視点から見た場合、2年前に実施したときには4割近い人が購入されたわけなので、6割近い人が買ってないわけです。そういう点から言うと町民の7割、8割の人がこれを活用して、商品券を利用したということでなければ、本来の町民の生活支援ということにはなかなかつながって

いないと思うですけども、その辺の考え方は令和2年度の実施状況を踏まえて、同じような状況なんだという考え方なのか。今の経済状況から言うとやっぱり厳しいと私は思うんですけども、その点について町長の考え方、視点というのをもう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） もちろん時間が経過すれば経済状況も変わってくるわけでございます。昨今では、インフレ傾向が経済状況の中でも減少が見られるところであり、物価高騰が一部影響していることも否めない事実だと思っております。しかし、そういうことを踏まえながら、やはり経済振興ということは非常に大事だと私は思っておりますので、町内の経済を一層振興するために今捉えた最善の方策で今回提案させていただいたということでございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今の山田議員の4割の人しか買えなかったという話に関わって、令和2年度の2回目のスーパープレミアム商品券は、抽せんになってるのではないかなと思うんですが、申込者は一体どれぐらいあったのか。そして、もし申込者がたくさんあって、その中から結果的に4割になったとしたら、申込者自体を見たら7割とか8割になってたというのであるならば、今、山田議員が言われたこともあるかもしれませんが、私は先ほど言ったような案分といったところを考えていくほうが、このスーパープレミアム商品券にとってはより良い事業になるというふうに思います。その点に関して答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） お答えさせていただきます。

今、議員おっしゃったとおりですが、1回目は全ての方が当選。要は、満額に満たなかったということでございます。1回目の当選人数が2,185名、2回目の当選人数が1,452名ということでございまして、そのうち購入に来られない方が少し出ましたので、追加で繰上げ当選とした人数が41名ということでございます。漏れました人数というのが手元に数字はございませんけども、1回目で全員当選、2回目でそういった状況から勘案しますと、申込みに対しましての当選率はそれほど低くないというふうに、定量的ではないんですが分析をしているところでございます。ただ、今回の実施方法につきましては、先ほども申しましたとおり、さらにさらに研究を重ねてやってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 先ほど聞きました住民税非課税世帯の特別給付金事業でありますけれども、令和3年度の住民税非課税世帯が2,047世帯ということで答弁を受けました。そ

のうち1, 957世帯に給付できたということで、申請書を出して確認書を送ってもらって給付ということになるというふうな説明もあったかと思うんですけども、この90名というのはどういう存在なのか。確認書が返ってきていないのか。もう一度詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今おっしゃっていただきました給付金の状況でございますけれども、繰り返しになりますが、確認書をお送りさせていただいた世帯が2, 047世帯、そのうち給付済みとしておりますのは1, 957世帯でございます。その差でございますけれども、そのうち12世帯につきましては、他市町村での課税者の扶養になっておられる方等によりまして、該当がないということで確認書等は受けておるんですけども、12世帯の方には給付はしていない状況でございます。したがって、全体で1, 975世帯の方からは確認書等を既に受理をしておるところでございます。つきましては、その差ということは、まだ確認書の返送がない状況でございますので、今回新たに対象世帯となられます方々に通知をさせていただくのと並行しまして、もう一度確認書等を送付させていただきまして、申請の手続をいただきますようご案内をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） もう一度お尋ねしておきたいんですが、令和2年度の実績が購入者3, 678人、先ほどもありましたように、はがきで申し込んで抽せんしたということで、申込みを受け付けて、そして当選ということになるんですけども、そうしますと、当然、受け付けた場合にどこの誰というのがなかったら、抽せんした結果が報告できないと思うんですね。そういう面から言うと、町外の方からの申込みも受け付けているということは、当然、町外の人は何人だったかというのは把握ができてると思うんですけども、令和2年度のことでございますので、そういうものが全く残っていないということなのか。その辺は大きいお金を使っているわけですから正確に分析もする、把握もするということが必要だと思います。その辺についても一度、2回目が多分町外の人を対象にするということになりましたので、1, 452名申込みがあったということで、そのうち何人が町外だったというのは当然本来なら分かるはずと思うんですけども、改めてその点伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 議員おっしゃいます町外の方の数値につきましては、当方は、

その当時、京丹波町商工会に業務を委託しておりまして、商工会のほうで数字を把握しているということございまして、現在手元にないということございまして、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

山田君。

○6番（山田 均君） 今審議になっております補正予算の修正案を提案する動議を提出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ただいま、山田 均君から議案第44号について、動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がおりますので成立いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、議案第44号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）に対して、山田 均君ほか1名から、お手元に配付のとおり修正案が提出されました。

お諮りします。

会議規則第88条第1項及び第2項の規定により、山田 均君ほか1名から提出された修正案を追加日程として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、山田 均君ほか1名から提出された修正案を追加日程として、直ちに議題とすることに決定しました。

発議者の説明を求めます。

山田 均君。

○6番（山田 均君） ただいま議題となりました議案第44号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案を提出し、提案理由について申し上げます。

京丹波町一般会計補正予算（第1号）で提案をされている主な内容は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業、新型コロナワクチン予防接種事業、京丹波町スーパープレミアム商品券事業、京丹波まるごと交流型観光推進事業、学校給食事業で、総額1億9,309万円が補正予算として提案されております。補正予算総額の51.78%を占めているのが京丹波町スーパープレミアム商品券事業であります。令和2年度にも1億円のスーパープレミアム商品券事業が実施をされました。1人10万円までが限度、町外の方も購入できるとしました。目的は、コロナ禍で経済の冷え込み対策として、町内での消費喚起、地域経済の循環を促し、町内事業者への支援及び地域商工業の活性化を図るために、商品券発行事業として実施をいたしました。プレミアム商品券の利用先は、飲食料品小売業で26.97%、建築工事（材料も含む）で23.241%、自動車整備事業（販売も含む）で13.155%、家電小売・電気工事で10.981%、日用品雑貨小売業で6.387%、これが上位でありました。商品券を購入された方は、町内・町外の方含めて3,678人でした。令和2年度の18歳以上の町民の人口を見ますと8,912人であります。これで割りますと41.27%の方が購入されたこととなります。町外の方も含まれておりますので、これよりも少ない割合になると思います。令和4年度の町民の暮らしの状況は、令和2年度の状況とは大きく違います。コロナ禍はもちろんですが、ウクライナ侵攻に異次元の金融緩和で急激な円安、資材の高騰をはじめ肥料・家畜の飼料などの大幅な値上げは異常なものです。もちろん生活用品、食品も軒並みの値上げ、電気料金も値上げ、その上、4月からは年金を引き下げる通知が届いてびっくりをしております。連続パンチを受けております。この状況の中で、令和4年度のプレミアム商品券事業は、町民への支援が目的と強調されておりますが、商品券はお金に余裕がなければ買えません。今回のスーパープレミアム商品券事業の実施は、2年前の事業実施時期と社会的状況は大きく違います。今、暮らしは本当に大変です。今、必要なのは、プレミアム商品券の発行ではなく、亀岡市のようにクーポン券を配布するとか、また水道の基本料金を減免するなど、直接家計を応援することが本当に必要と考えます。町民の暮らしを見ると本当に大変だという点を踏まえて、今回は、京丹波町暮らし応援クーポン券を全戸に配布し、少しでも暮らしを応援することが必要と考え、修正案を提案するものです。ぜひ趣旨にご賛同いただくことをお願いして、提案理由の説明といたします。

○議長（梅原好範君） これより、山田 均君ほか1名から提出された修正案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって、山田 均君ほか1名から提出された修正案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、山田 均君ほか1名から提出された修正案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、山田 均君ほか1名から提出された修正案に対する賛成者の発言を許可します。

東君。

○5番(東まさ子君) それでは、ただいま提案されております令和4年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)に対する修正案について、賛成の討論を行います。

コロナ禍に加えて、ロシアによるウクライナ侵略、さらに異常な円安による燃料や食料品などの物価高騰が住民の暮らしを直撃しております。

今回、地方創生臨時交付金9,673万9,000円、一般財源326万1,000円の合計1億円を予算化して、販売総額3億円、プレミアム分9,000万円の商品券、1万円分1万3,000円分の商品券3万冊を発行するとしております。

しかし、今、物価高騰や年金の引下げ、賃金も上がらず、実質賃金が年間で22万円も減少していると言われる中で、町民みんなが商品券を購入することが可能でしょうか。

修正案は、物価高騰で苦しんでいる住民を応援するための住民に寄り添った効果的な施策として、商品券の購入ではなく、町内業者で使える1万5,000円分の暮らし応援クーポン券を全世帯に配布することのほうが町民にも地域経済にもよい施策であると提案しているものであります。

どうか議員各位の皆さんのご賛同をお願いを申し上げて、賛成討論といたします。

○議長(梅原好範君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、山田 均君ほか1名から提出された議案第44号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)に対する修正案の採決を行います。

山田 均君ほか1名から提出された修正案に賛成の方は挙手願います。

(少数 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手少数であります。

よって、山田 均君ほか1名から提出された修正案は、否決されました。

これより、原案の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第44号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、1億9,309万円を追加するものです。

補正の主なものは、1つには、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業として、4回目のワクチン接種体制の円滑な接種を図る費用。2つ目には、学校給食事業として、物価高騰等に対して追加補正を行うもの。3つ目には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、令和4年度課税状況を活用したプッシュ型給付を行うもの。4つ目には、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は、低所得の子育て世帯に対し生活支援を行うもの。これについては必要なことで反対するものではありません。

また、地域活性化と観光認知を広げることを目的に、京丹波まるごと交流型観光推進事業については、この事業に参加した方が京丹波を応援することやリピーターになっていただくこと、また、移住につながるかが見えてきません。問題点を指摘するものであります。

また、今回の補正予算の51.78%を占めているスーパープレミアム商品券事業は見直すべきであります。コロナ禍等世界情勢の不安定な状況で、原油価格や物価高騰などを踏まえて、町内での消費喚起や地域経済の循環を促進し、地域商工業の活性化と町民の生活支援を図るとして提案されておりますが、修正案の提案理由でも指摘しましたが、令和2年度に実施したプレミアム商品券を購入された方は、町内・町外の方も含めても購入した人は18歳以上の町民で見ると41.27%でした。プレミアム商品券事業は、町民への生活支援が目的と言われても、今の町民の暮らしは令和2年度と大きく違っております。本当に支援が必要なんです。町民の暮らしの状況は、コロナ禍、急激な円安で資材の高騰をはじめ肥料・家畜の飼料など異常ともいえる大幅な値上げです。あわせて、生活用品、食料品も軒並みの値上げ、電気料金も燃料も値上げ、4月からは年金が引下げ、この通知が届いています。

この状況の中で、町民への支援が目的と言われても、お金の余裕がなければ商品券は買えません。今回のスーパープレミアム商品券事業実施は、2年前と比較しても社会的状況が大きく違っています。今本当に暮らしは大変です。今、求められているのは、プレミアム商品券の発行ではなく、亀岡市のようにクーポン券の配布や水道料の基本料金の減免など直接家計を応援することが必要と考えます。この点を指摘をして、一般会計補正予算（第1号）の

反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） ただいま審議中の議案第44号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、とりわけ国庫支出金地方創生臨時交付金を財源とした学校給食事業に着目して賛成討論を行います。

4月21日、町長及び教育長宛てに伊藤議員、居谷議員、畠中議員、山崎眞宏議員、松村議員と連名で地方創生臨時交付金を活用した学校給食の円滑な実施に関する要望書を提出しました。

その内容は、学校給食を提供するため、やむを得ず学校給食費の値上げを検討せざるを得ない状況になった場合、高騰する食材料費等の増額分を支援し、保護者負担を増やすことなく学校給食を実施すること。2点目に、食育の推進、安全な学校給食提供の観点から、引き続き地場産物や国産物の食材料等の使用を積極的に推進することとするものです。

また、同日に提出した教育長宛ての文書質問においても、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担を軽減するとともに円滑な実施を図っていくため、速やかに地方創生臨時交付金を活用していくべきと提案しました。

今般、議員各位との連名による要望書や文書質問において要望・提案してきたことと軌を一にし、牛乳買入価格が54.14円から55.35円、額にして1.21円、率にして2.23%上昇したことを受け、保護者負担を増やすことなく食育を推進し、安全な学校給食を提供していくという観点から、地方創生臨時交付金を財源とし、令和4年度一般会計当初予算で可決した学校給食費、学校給食事業、賄材料費4,952万3,000円に牛乳買入価格の値上がり率およそ2%を乗じて得た額の100万円を追加し、補正後の額を5,052万3,000円とし、牛乳ほか賄材料費の上昇に対応していくとの提案がありました。かかる点を高く評価するとともに、併せて、議会議員として、今後においても町民の皆さんにとってよりよい予算執行となるよう、一層の監視・検証を続けていくことを表明し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより原案を採決します。

議案第44号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決するこ

とに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は11時ちょうどとします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第11、請願第1号 「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願書》

○議長（梅原好範君） 日程第11、請願第1号 「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願書を議題とします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

隅山総務産建常任委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） それでは、「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願書について、総務産建常任委員会委員長報告を行わせていただきます。

本請願書につきましては、6月1日に開催されました本会議において、総務産建常任委員会に付託され、去る6月8日に開催いたしました委員会におきまして、より議論を深めるため、今回提出されました請願書の紹介議員から説明を受けるとともに、質疑等を行いました。

そこで出された少数意見の主なものとしては、再審に際しては、検察官が保有する証拠を開示すればよいことなので、国に対して声を上げるべきであるといったもの。

また、それに対し、多数意見の主なものとしては、冤罪被害については許されることではないと思うが、捜査で集められた証拠は、事件の被害者にとっても、また、冤罪の被害者にとっても、知られたくない情報が含まれており、証拠を全面開示することは、被害者感情や人権に対する配慮が欠けているのではないかといったものであります。

以上、その内容等について、慎重審議協議した審査の結果、請願審査報告書のとおり、不採択となりましたので、審査の経過及び結果について、京丹波町議会会議規則第94条第1項の規定により、ご報告を申し上げます。

なお、報告書にはございませんけれども、本請願者の山岡さんも当委員会の傍聴に見えて

おりまして、帰りがけに私に大変真摯な審議をしていただきましてありがとうございましたと申出がありました。このことは、本町議会がこの請願に対して真摯に対応をしたことに対する敬意の表れだと私は思っております。

以上、報告を申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、報告のとおりであります。

これより、請願第1号 「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願書に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 委員長の報告で、冤罪被害者、そして事件の被害者にとっても、再審でいろいろと行っていく中で、いろんな問題が出てくるというふうな報告がありました。冤罪はあってはならないことでありまして、冤罪被害者にとっても、事件の被害者にとっても、裁判によって速やかに事実が明らかになることが大切なのではないかなと今の報告を聞いて思ったわけでありましてけれども、そういう点についてはどのように審議がされたということなのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 隅山委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） ただいまの東議員の質問でございますが、委員会においてもそれぞれの委員が熱心にこの冤罪に対する認識を深めたところであると私は思っております。冤罪に対しては、あってはならないという認識は出来上がったものというふうに感じております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

森田君。

○12番（森田幸子君） 12番、公明党の森田幸子です。

ただいま、「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求

める請願書について、原案に反対の立場で討論を行います。

再審制度の中身については、あまりに専門的で技術的な内容であり、司法に対する政治行政から具体的な働きかけは難しいと私自身考えています。

冤罪については、先ほどもありましたように、決して許されるべきでないということは同意いたします。

一方、請願書の文中にあるように、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されているという点については、犯罪被害者の利益になっている側面もあると聞いており、一概に否定すべきではないと考えます。

現在、最高裁判所、法務省、検察庁、日本弁護士連合会で話し合いが続けられていると聞いており、その推移を見守るべきと考えます。

よって、総務産建常任委員長報告どおり、本請願書に対し反対を主張して討論を終わります。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま提出をされております「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願書につきまして、委員長報告の不採択に賛成をし、原案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

冤罪につきましては、人権尊重の面からも決して許されるものではないことは当然であり、今、全国で冤罪から無実の人を守るため、今回、請願に示されているとおりの議論や主張が出てきていることも事実であります。

しかし、冤罪を根絶させていくためには、請願にあるような検察の手持ち証拠を全て開示させることや再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止するというだけでは、根本的な冤罪防止のための解決法にはなり得ないのではないかと考えているところであります。検察の全証拠を開示すれば、当然、当事者双方の個人情報が見世に公表されることになり、また、新たな誹謗中傷などが生まれる危険性も十分に考えられますし、また、ドイツでは、禁止されている検察の再審開始決定の不服申立てがなぜ日本では認められているのかの背景や根拠も存在するはずであります。無実の人がある日突然いわれもない疑いをもたれ、捜査、逮捕、取調べ、起訴、裁判を通じて罪を負わなくてはいけなくなってしまう冤罪事件につきまして、議会としても議論を深めていく必要性は認めつつも、捜査段階から裁判に至るまでの手続に関して、集められた証拠が恣意的にねじ曲げられていないかなど、公平・公正な立場で再検証できる権限を有した第三者機関の設置を求めていくことこそ最優先されるべきと

考えて、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

東君。

○5番（東まさ子君） 「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願書について、委員長報告の不採択に反対し、原案に賛成する立場から討論を行います。

意見書は、再審は無辜が救済される最後の砦であるとして、罪を起こしていない人が犯罪者として法による制裁を受けることは冤罪であり、冤罪はあってはならないものであることはだれしも認めることでありながら後を絶ちませんと訴えています。そして、今回、無実の人を誤った裁判から迅速に救済するために、再審に際し新捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示することや、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することを求めています。裁判により速やかに事実が明らかになることが、先ほど委員長報告にもありました冤罪被害者や事件の被害者にとっても重要であり、不幸な冤罪被害者を早期に救済することを求めているこの意見書に私は賛成をすることを述べまして、原案に対する賛成討論といたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、請願第1号 「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

《日程第12、発委第3号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第12、発委第3号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の提案説明を求めます。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） ただいま上程となっております発委第3号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条並びに会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

本条例の改正案につきましては、当初、本年3月時点で伊藤康二議員からの発案で提案されたものでありましたが、議員全員に関係する大変重要な事案でもあり、複数回による議員間討議を経る中で、全議員の賛同を得られたことから、議会運営委員会から発委として上程するものであります。

それでは、議案の説明を申し上げます。

議会議員の期末手当につきましては、6月1日及び12月1日の基準日に在職する議員に対し支給されることとなっております。

また、支給額につきましては、議員報酬と支給月数等をベースとして算出された額に在職期間に応じて定められている率、ここでは期間率と申し上げますが、その率を乗じて算出されております。

したがって、6月期は6月1日までの半年、12月期は12月1日までの半年に占める在職日数によりそれぞれ期間率が決定されることとなります。

現行の条例におけるその期間率につきましては、在職期間が6か月の場合は100%、5か月以上6か月未満は80%、3か月以上5か月未満は60%、3か月未満は30%の4段階となっており、本町の議会議員の在職満了日である11月19日から支給基準日である12月1日までの在職期間はわずか12日間という極めて短期間であるにもかかわらず、先ほど申しましたとおり、3か月未満の30%に区分されることとなり、在職期間に見合わない報酬額が支給されることとなります。

よって、新旧対照表のとおり、在職期間により定められた各区分の率を廃止し、日割りによる算定方法に改正することで、実態に即した支給額となるよう今回提案するものであります。

以上、提案理由説明といたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） ただいま審議中の発委第3号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

まず、本改正案提出に至った経緯を令和3年11月任期開始の新任議員である伊藤議員の気づき、問題意識に着目しながら確認します。

議会基本条例第3条、議員の活動原則に資するため、議員で自主的に行ってきた定例勉強会の中で、最初にこの点に関する問題提起があったのは1月4日、私、伊藤議員、居谷議員、畠中議員、山崎眞宏議員、森田議員を参加メンバーとする第8回勉強会においてでした。

発端は、半期182日、183日を100%とした場合、わずか6%の12日間の在籍期間で半期を100%とした場合の30%に相当する期末手当の支給を受けたことに対する伊藤議員の気づきでした。

その後、議論を重ねていくうちに、3月11日の第27回定例勉強会では、佐賀県常勤特別職の期末手当を日割りとする新聞記事、町社会福祉協議会の勤務期間を13段階に区分された勤勉手当の支給率などを参考にし、伊藤議員の牽引の下、在任期間に基づいてより細分化した形で期末手当の支給を改めることが必要との認識を共有してきました。

令和4年第1回定例会期間中の3月16日の全員協議会の場においては、今回提案となっております日割り方式までは行きつかなかったものの、ほぼ全議員の発言の下、議員間討議を重ねました。

さらに、5月12日の第43回定例勉強会では、伊藤議員がアウトラインを作成した日割り方式の検討、5月31日の第48回定例勉強会では、委員会や議員によって提案のあった直近の条例改正案についての会議録の確認、6月1日の第49回定例勉強会では、合併当初より16年間にわたって議長ほか監査委員、各常任委員長を務めてきた前議員との意見交換なども行い、調査研究・分析を深めました。

そして、本定例会中の6月6日の全員協議会で伊藤議員を中心にさらに踏み込んだ委員間討議を行い、全議員の意思疎通や合意の下、本日、議会運営委員会による改正案の提案となりました。

去る4月15日には、国会議員への月額100万円の文書通信交通滞在費の支給について、昨年10月31日投開票の衆院選で初当選した新議員に10月分を満額支給したとの報道に基づく世論形成を受けて、名称を調査研究交通滞在費に変更し、日割り支給に改める法案が成立したばかりです。

折しも、ほぼ時期を同じくして、伊藤議員の気づき、問題意識の下、複数回に及ぶ議員相互の自主的な定例勉強会での調査研究・分析、同じく一昨日を含む3回の全員協議会でのやりとりを経て、京丹波町議会議員の期末手当の支給を在任期間に基づく日割りに改めることは、町民の皆さんはもちろん、全国津々浦々の地方議会人にとっても、広く誰もが納得できる衆目の一致する制度設計になっていると確信します。

今後におきましても、地方自治の精神を胸に刻みつつ、町民の皆さんの立場で絶え間ない検証を続けていくことを表明し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第3号を採決します。

発委第3号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、発議第1号 G I G Aスクール構想に伴う国庫補助充実にに関する意見書》

○議長（梅原好範君） 日程第13、発議第1号 G I G Aスクール構想に伴う国庫補助充実にに関する意見書を議題とします。

本件について、提出者の提案理由の説明を求めます。

山崎真宏君。

○8番（山崎真宏君） 今、議長よりありました発議第1号 G I G Aスクール構想に伴う国庫補助充実にに関する意見書につきまして、配付資料を読み上げさせていただき、説明とさせていただきます。

G I G A（G l o b a l a n d I n n o v a t i o n G a t e w a y f o r A 1 1）スクール構想の実現に向けては、令和5年度までに段階的に措置することとしていた

端末整備について、令和2年4月7日に閣議決定された令和2年度補正予算において、前倒しで予算化され、早期実現に向けて加速推進が図られた。

しかし、導入後の自治体負担の増加は避けられず、自治体ごとに財政状況や財政上の抱える課題も異なることから、財政面での運用には懸念が生じている。

本町においてもまた、ネットワーク維持に係る事業費の増加や導入後のランニングコストなど、様々な課題に直面し、毎年8,000万円以上かかる財政的な負担への対応に苦慮している。

世界的にも、ICT (Information and Communication Technology) 教育において、大きく後れをとっており、国際社会から取り残されないためにも、社会の礎となる子どもたちへの先行投資は極めて重要であり、全国どこに住んでいても、どのような境遇に置かれていても、一定水準の学びを保障することが使命である。

よって、国においては、学校教育のICT化を国民平等に推進するため、次の事項について、特段の措置を講じていただくよう強く要望する。

記。

1、端末導入後、毎年、費用負担が生じる端末の保守管理や通信費用、保証の経費などランニングコストについての財源措置を講じること。

2、端末の更新には多額の費用を要するが、今後の自治体の財政状況を鑑みると、費用捻出が非常に困難なため、適切な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月15日。

京都府京丹波町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上、GIGAスクール構想に伴う国庫補助充実に関する意見書といたします。皆様のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 提出者にお尋ねをしておきたいと思います。

内容については当然のことだと思うんですけども、併せて、文中で、世界的にもICT教

育において大きく立ち遅れているということで、全国どこに住んでいても、どのような境遇に置かれていても、一定水準の学びを保障することが使命であるというふうになってるんですけども、国の使命ということをしっかり入れておくということが必要でなかったのかどうか、1点伺っておきます。

それから、2点目に、費用の負担の問題で国に財源措置を講じるということと思うんですけども、併せて、実際の現場では、専門的なことでもありますので、指導員をしっかり配置するというのも国の責任ですべきだと思いますし、そういう声の中で配置をされておりますが、2校に1人ということになっております。やっぱり1校に1人ずつ配置するというのが、今ここにもありますように、子どもたちにしっかりこういう取組についての指導ができるように、そして、一定水準の学びを保障するということから非常に大事だと思うので、そういう項目も当然挿入して意見を出すべきと思うんですけども、その点についての見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 今、議員から指摘のありましたGIGAスクールのサポート人材については、十分とは言えないかもしれませんが、国庫補助または地方財政措置が始まっております。この点につきましては、既にこれまでに全国の地方議会から提出があった意見書の成果だと思っております。

したがいまして、それら着実な成果を継承する形で今回の意見書案では目下、本町のような財政力指数の低い自治体にあっても、各自治体単位で多額の予算を捻出しなくてはならないランニングコストまたは機器更新といった点に絞った内容にしております。

なお、意見書案では、国庫補助充実を訴える内容としてますが、次善の策として普通交付税などの地方交付税措置を講ずることによって、継続的な対応・運用可能なものとなったとしても、意見書を提出する目的は達成できるものと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 指導員の配置の関係は、全国の地方自治体からの意見書の中で、完全とは言えませんが、前進しているということでございましたけども、この本文の中の一定水準の学びを保障することが使命であるとなっている部分にはきちんと国の使命ということを入れるべきではないかということで意見を申し上げたんですが、それに対する見解はなかったので、改めて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 国の事業で始めておりますので、特にその辺は入れなくてもというふうに思っております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） この意見書案が国庫補助充実を求めるという意見書になっておりますので、国庫補助充実を求めるということは国に求めるということになるかと思うんですが、その認識でよろしいですか。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） そのとおりです。

○議長（梅原好範君） この内容については、十分常任委員会等で内容を精査して協議した結果でございますけれども、それを踏まえて質疑等ありましたらお受けします。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） ただいま審議中の発議第1号 G I G Aスクール構想に伴う国庫補助充実に関する意見書案について、賛成討論を行います。

G I G Aスクール構想立ち上げ時、いわゆるイニシャル面での運用に当たっては、国の令和2年度補正予算において前倒しで予算化されたことによって、町においても財政的な負担なく、早期かつ迅速に開始することができました。

しかしながら、ネットワーク維持やランニングコストを伴う目下の運用に当たっては、本年度ふるさと応援寄附金から1,230万円繰入れしていることから分かるように、本町の標準財政規模が70億円弱、60億円代後半で推移する中、町単独で毎年8,000万円を超える多額の予算を捻出し続けることが困難だという点において、財政面での持続可能性は担保されておらず、継続的に対応・運用していくことに支障・懸念が生じており、何らかの財源手当てを講じるよう国に求めていく必要があると見積もっていました。

また、既にこれまでに全国の地方議会から多数提出のあった意見書の成果として、I C T

支援員などGIGAスクール構想をサポートする人材については、国庫補助あるいは地方財政措置が始まっています。

したがって、それらの着実な成果を継承する形で、今回の意見書案では、目下、本町のような財政力指数の低い自治体であっても、各自治体単独で多額の予算を捻出しなくてはならないランニングコストまたは機器更新といった点に絞って、財源措置ないしは予算措置を講じるよう求める内容となっていると評価します。

なお、意見書案では、特定財源として国の責任において一定の水準を保つためといったところもありまして、国庫補助充実を訴える内容としていますが、先ほども提出者からあったように、次善の策として普通交付税などの地方財政措置を講じることによって、要するに基準財政需要額の算定単価となることによって、財政力に応じてそういったところが担保されるということになるのであれば、継続的に対応・運用可能なものになったとして、持続可能な財政運営の道筋は開かれることになり、その目的は達成できるものと考えています。

以上に鑑み、本意見書案に対する賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

発議第1号 GIGAスクール構想に伴う国庫補助充実に関する意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

なお、字句その他の整理については、議長に一任願います。

《日程第14、閉会中の継続審査について》

○議長（梅原好範君） 日程第14、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務産建常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

総務産建常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、総務産建常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

《日程第15、閉会中の継続調査について》

○議長(梅原好範君) 日程第15、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務産建常任委員会、教育福祉常任委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

《日程第16、議員派遣の件》

○議長(梅原好範君) 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和4年第2回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 西山芳明

〃 署名議員 隅山卓夫